

「変革の4月」いろいろな物が変わります。

「働き方改革」が叫ばれて身近な所でも有給休暇の取得等の規制が強化されます。今回は労働安全衛生法施行令の改正で「安全帯」という呼び名が「墜落制止用器具」に変わるという情報をお伝えします。同時に、従来、使っていた胴ベルト型(U字つり)」という形式が「墜落制止用器具」として認められなくなります。安全・安心は共通の願いですが、知らずにいる事でお咎めを受けないようにしたいですね。

出野

労働環境の改善は3A(安全・安心・安定)を推進!!

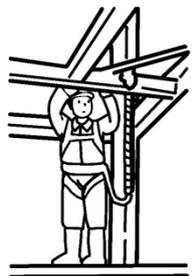
労働安全衛生法施行令の改正からプチ情報!

1. 「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に変わり、認められる器具

	安全帯	→	墜落制止用器具
①	胴ベルト型(一本つり)	→	胴ベルト型(一本つり)
②	胴ベルト型(U字つり)	→	X
③	ハーネス型(①一本つり)	→	ハーネス型(①一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

使用可能な最大重量に耐える器具を選定



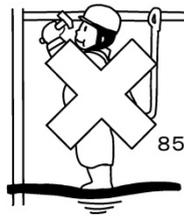
胴ベルト型(一本つり)



胴ベルト型(U字つり)



フルハーネス型(一本つり)



(100kg用が適切な者)

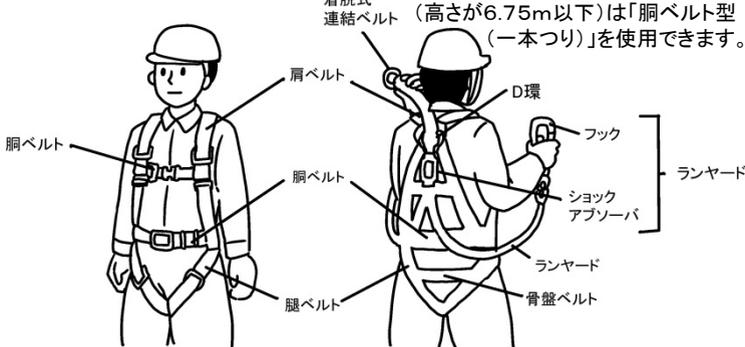
墜落制止用器具は着用者の体重およびその装備品の重量の合計に耐える器具でなければなりません。(85KG用または100KG用。特注品を除く。)



2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用する事が原則になります。

フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達する恐れがある場合は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。

現行の構造規格に基づく安全帯(胴ベルト型・フルハーネス型)を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。



	2018(平成30)年			2019(平成31)年			2020(平成32)年			2021(平成33)年			2022(平成34)年以降		
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月
政令改正	★公布			★施行日(2月1日)									★完全施行日(1月2日~)		
省令改正	★公布			★施行日(2月1日)											
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用	使用可能 (2019(平成31)年2月1日~)														
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで) X														
安全帯の規格改正				★適用日①(2月1日)			★適用日②(8月1日)								
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日~)														
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能 X														
特別教育規程の改正	★告示			★適用日(2月1日)											

3. 作業内容によっては「安全衛生特別教育」が必要

事業者は「高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」に労働者を就かせるときには、学科および実技による特別教育を所定の時間行わねばなりません。(安衛則第36条、特別教育規定第24条)

「墜落制止用器具」に関するご相談はお気軽に下記まで

「知恵の経営報告書2012」実践モデル企業

この情報についてのお問合せは、
お気軽に、本社 (075)661-2171 まで



丸福産業は生産性向上・コストダウン・環境対策をご提案する「KES」取得商社です

丸福産業株式会社

- 本社 〒601-8026 京都府京都市南区東九条中札辻町38
電話: (075)661-2171(代) Fax: (075)671-8075
- 彦根 〒522-0034 滋賀県彦根市大橋町16番地
- 栗東 〒520-3025 滋賀県栗東市中沢3丁目2番地4号
- URL: <http://www.e-marufuku.co.jp> info@e-marufuku.co.jp